

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 241

事務事業名	在宅重度障害者生活環境改善事業
-------	-----------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	障がい福祉課		
課長名	上新 康雄	内線	89-300
担当者名	福田早織	内線	89-304

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政策	020301	障がい者が暮らしやすいまちづくり
施策		障がい者の自立支援の充実
関連施策		

会計	1	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	1	社会福祉総務費
事業コード	060203	在宅重度障害者生活環境改善事業

事業類型	5	負担金・補助金事業
個別計画	障がい者基本計画、障がい福祉計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	在宅の重度の障害者及びその家族		
意図 対象をどのような状態にしたいか	障害者が生活しやすい居住環境を作ることで、障害者やその家族の介護等の負担軽減を図る。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	在宅の身体障害者手帳1級又は2級を所持する障害者(世帯に属する全員の住民税及び所得税が非課税世帯)の日常生活を容易にするため、洋式便器への取替え、床の段差の解消、手すりの設置、洗面台の取替え等、住宅の改造費用の一部を助成する。		
事業期間	昭和 50 年度 ~ 平成 年度	実施方法	補助
根拠法令、要綱等	長崎県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱、大村市在宅重度障害者生活環境改善事業補助金交付要綱		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 手帳所持者数(1, 2級)	計画値	1,664	1,772	1,789	1,893	
		実績値	1,772	1,789	1,893		
		達成度	%	106.5%	101.0%	105.8%	
活動指標	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				
成果指標	① 実施件数	計画値	1	1	1	1	
		実績値	0	0	0		
		達成度	%	0.0%	0.0%	0.0%	
成果指標	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	0	0	0	220	220	220	220	0
国庫支出金								
県支出金	0	0	0	110	110	110	110	
地方債								
その他								
一般財源	0	0	0	110	110	110	110	
② 人件費(千円)	636	151	282	364	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.08	0.02	0.04	0.05	住宅の改修費の一部助成	同左	同左	
時間外勤務(時間)	0	0	0	0				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	636	151	282	584				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組を しましたか(昨年度の【ACTION】 の改善・改革の進捗等)	平成27年度の実施件数:0件
事業が抱える問題・課題等	相談や問合せは多いものの、助成対象(所得税非課税世帯)には該当しないケースが多い。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	障害者の生活環境を改善することで、在宅生活を容易にし、家族の介護負担の軽減などを、障害者自身の自立と社会参加等を促進する。						
有効性	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	事業実施により障害者の在宅生活を容易にするとともに、家族の介護負担の軽減につながる。						
効率性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	事業実施により障害者の在宅生活を容易にするとともに、家族の介護負担の軽減につながる。						
効率性	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	事業実施により、障害者の在宅生活を容易にするとともに、家族の介護負担を軽減し、障害者及びその家族の生活の質の向上に寄与する。						
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり	該当なし		
	住宅改修についての助成対象者は要綱で定められており、県内市町とほぼ同じ助成内容である。						
効率性	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり	該当なし		
	長崎県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱で、助成対象者、助成割合、対象工事が定められている。						

※事業類型が1~3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入していません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

内容 今後の方向性のもとで、どのような 取組をするか(課題や問題点等に 対する取組など)	相談や問合せは多いものの、助成対象には該当しないケースが多いが、低所得(所得税非課税)世帯の障害者には必要な事業であるため、現状維持とする。他課(建築住宅課、商工振興課)の住宅リフォーム支援事業等を説明するなど、相談に応じる。
効果 事業の改善・改革によって期待される 効果は何か	

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。